

令和8年度公共用水域水質測定計画の変更点

※下線は環境基準点

1 群馬県

- ① ローリング調査対象河川（一部調査項目）の変更。
- ② 碓氷川上流（中瀬橋）、桐生川上流（観音橋）で、
トリハロメタン生成能の測定回数を年0→1回に変更（隔年実施）。
- ③利根川上流2（月夜野橋）、利根川上流3（大正橋）、利根川上流4（福島橋）、赤谷川（小袖橋）、片品川下流（二恵橋）、吾妻川上流（新戸橋）、吾妻川下流（吾妻橋）、碓氷川上流（中瀬橋）、鐺川下流（鐺川橋）、広瀬川（中島橋）、粕川（保泉橋）、早川上流（早川橋）、休泊川（泉大橋）、渡良瀬川上流（高津戸）、桐生川上流（観音橋）、桐生川下流（境橋）、矢場川（落合橋）、谷田川（合の川橋）、鶴生田川（岩田橋）で、
大腸菌の測定回数を年6→12回に変更。

2 桐生市

- ① 渡良瀬川1（錦桜橋）を削除。
（理由：太田市境界と直線距離で約4kmしか離れておらず、錦桜橋と太田市境界のBOD値が過去5年間で差がないため）
- ② 全測定地点において、全窒素、全燐の測定回数を年2→0回に変更。
（理由：水質汚濁に係る環境基準において湖沼の基準であるため）
- ③ 全測定地点において、溶解性鉄、溶解性マンガンの測定回数を年2→0回に変更。
（理由：特殊項目であり、基準が定められていないため）
- ④ 渡良瀬川1（太田市境界）、桐生川下流（小沼橋）で、
農薬及び揮発性有機化合物（VOC）の測定回数を年2→1回に変更。
（理由：群馬県の測定に合わせて、年1回灌漑期の7月に変更するもの）

3 渋川市

- ① ローリング調査対象河川（一部調査項目）の変更。
（理由：渋川市では河川の調査項目を約3年周期のローリング調査としているため）

4 富岡市

- ① 星川（小野公民館前）を星川（地域づくりセンター）に変更。
（理由：施設名称の変更に合わせて、測定地点名を変更）

5 安中市

- ① 碓氷川下流（石井橋）で、
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸の測定回数を年4→1回に変更。

6 水資源機構 利根川上流総合管理事務所

- ① 沼田総合管理所を利根川上流総合管理事務所に変更。
下久保ダム管理所を利根川上流総合管理事務所に変更。
(理由：令和7年4月より現場組織再編に伴う名称変更)

7 水資源機構 渡良瀬川総合管理事務所

- ① 草木ダム管理所を渡良瀬川ダム総合管理事務所に変更。
(理由：令和7年4月より現場組織再編に伴う名称変更)

8 国土交通省関東地方整備局

利根川ダム統合管理事務所

- ① 利根川上流3（岩本）で、
大腸菌数の測定回数を年12→0回に変更。
全窒素、全燐の測定回数を年6→0回に変更。
全亜鉛の測定回数を年4→0回に変更。
鉛、砒素の測定回数を年1→2回に変更。
ふっ素、ほう素の測定回数を年1→0回に変更。
フェノール類、クロムの測定回数を年2→1回に変更。
電気伝導率、塩素イオン、総硬度、陰イオン界面活性剤の測定回数を年2→0回に変更。
トリハロメタン生成能の測定回数を年2→12回に変更。
(理由：国土交通省の河川水質調査要領（案）が改定されたことによる。)
- ② 利根川上流3（群馬大橋）で、
全窒素、全燐の測定回数を年6→12回に変更。
全亜鉛の測定回数を年12→4回に変更。
ノニルフェノール、LASの測定回数を年4→2回に変更。
砒素の測定回数を年2→12回に変更。
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年2→4回に変更。
フェノール類の測定回数を年2→1回に変更。
電気伝導率の測定回数を年12→0回に変更。
塩素イオン、陰イオン界面活性剤の測定回数を年2→0回に変更。
総硬度の測定回数を年4→0回に変更。
トリハロメタン生成能の測定回数を年2→12回に変更。
(理由：国土交通省の河川水質調査要領（案）が改定されたことによる)
- ② 藤原ダム貯水池（湖心（表層・中層・下層））で、
全亜鉛の測定回数を年36→12回に変更。
ノニルフェノール、LASの測定回数を年12→6回に変更。
砒素の測定回数を年1→2回に変更。
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年36→12回に変更。
ふっ素、ほう素の測定回数を年1→2回に変更。

電気伝導率の測定回数を年 36→0 回に変更。

塩素イオンの測定回数を年 4→0 回に変更。

トリハロメタン生成能の測定回数を年 4→12 回に変更。

大腸菌群数の測定回数を年 4→0 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

④ 相俣ダム貯水池(湖心(表層・中層・下層))で、

全亜鉛の測定回数を年 36→12 回に変更。

ノニルフェノール、L A S の測定回数を年 12→6 回に変更。

鉛の測定回数を年 1→2 回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 36→12 回に変更。

ふっ素、ほう素の測定回数を年 1→2 回に変更。

電気伝導率の測定回数を年 36→0 回に変更。

塩素イオンの測定回数を年 4→0 回に変更。

大腸菌群数の測定回数を年 4→0 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

⑤ 菌原ダム貯水池(湖心(表層・中層・下層))で、

ノニルフェノール、L A S の測定回数を年 12→6 回に変更。

砒素の測定回数を年 1→2 回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 36→12 回に変更。

ふっ素、ほう素の測定回数を年 1→2 回に変更。

電気伝導率の測定回数を年 36→0 回に変更。

塩素イオンの測定回数を年 4→0 回に変更。

トリハロメタン生成能の測定回数を年 4→12 回に変更。

大腸菌群数の測定回数を年 4→0 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

利根川上流河川事務所

⑥ 利根川中流(坂東大橋)で、

ノニルフェノール、L A S の測定回数を年 4→2 回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 2→4 回に変更。

ふっ素、ほう素の測定回数を年 1→2 回に変更。

T O C、電気伝導率の測定回数を年 6→0 回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年 2→0 回に変更。

トリハロメタン生成能の測定回数を年 4→0 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

⑦ 利根川中流(上武大橋)で、

C O D、大腸菌数、全窒素、全燐、全亜鉛の測定回数を年 12→0 回に変更。

鉛の測定回数を年 1→12 回に変更。

砒素の測定回数を年1→2回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の測定回数を年1→0回に変更。

アンモニア性窒素の測定回数を年12→0回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年2→0回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

⑧ 利根川中流(刀水橋)で、

COD、大腸菌数、全窒素、全燐の測定回数を年12→0回に変更。

全亜鉛の測定回数を12→4回に変更。

鉛の測定回数を年1→4回に変更。

砒素の測定回数を年1→2回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の測定回数を年1→0回に変更。

アンモニア性窒素の測定回数を年12→0回に変更。

電気伝導率の測定回数を年6→0回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年2→0回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

⑨ 利根川中流(利根大堰)で、

ノニルフェノール、LASの測定回数を年4→2回に変更。

鉛の測定回数を年2→4回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年2→4回に変更。

ふっ素、ほう素の測定回数を年1→2回に変更。

TOC、電気伝導率の測定回数を年6→0回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年2→0回に変更。

トリハロメタン生成能の測定回数を年4→0回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる)

高崎河川国道事務所

⑩ 烏川下流(高松)で、

COD、全亜鉛の測定回数を年12→0回に変更。

全窒素、全燐の測定回数を年6→0回に変更。

カドミウム、鉛、砒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の測定回数を年1→0回に変更。

アンモニア性窒素の測定回数を年8→4回に変更。

電気伝導率の測定回数を年6→0回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年1→0回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる)

⑪ 烏川下流(柳瀬橋(岩鼻))で、

CODの測定回数を年12→0回に変更。

全窒素の測定回数を年6→0回に変更。

全燐の測定回数を年6→4回に変更。

全亜鉛の測定回数を年 12→4 回に変更。

鉛、砒素の測定回数を年 1→2 回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の測定回数を年 1→0 回に変更。

アンモニア性窒素の測定回数を年 8→4 回に変更。

電気伝導率の測定回数を年 6→0 回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年 1→0 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる)

⑫ 烏川下流(岩倉橋)で、

全窒素、全燐の測定回数を年 6→12 回に変更。

ノニルフェノール、LAS の測定回数を年 4→2 回に変更。

鉛の測定回数を年 2→1 回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 2→4 回に変更。

ふっ素、ほう素の測定回数を年 1→2 回に変更。

電気伝導率の測定回数を年 6→0 回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年 1→0 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

⑬ 神流川 2(藤武橋)、神流川 3(神流川橋)で、

全窒素、全燐の測定回数を年 6→12 回に変更。

全亜鉛の測定回数を年 12 回→4 回に変更。

ノニルフェノール、LAS の測定回数を年 4→2 回に変更。

鉛の測定回数を年 2→1 回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 2→4 回に変更。

ふっ素、ほう素の測定回数を年 1→2 回に変更。

電気伝導率の測定回数を年 6→0 回に変更。

陰イオン界面活性剤の測定回数を年 1→0 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

⑭ 須田貝ダム貯水池(湖心(表層))で、

全亜鉛の測定回数を年 8→0 回に変更。

ノニルフェノール、LAS の測定回数を年 3→0 回に変更。

セレンの測定回数を年 0→2 回に変更。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 1→2 回に変更。

アンモニア性窒素、リン酸イオンの測定回数を年 0→8 回に変更。

トリハロメタン生成能の測定回数を年 3→8 回に変更。

(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる。)

渡良瀬川河川事務所

⑮ 渡良瀬川上流 渡良瀬川 1(赤岩用水取水口)で、

全亜鉛の測定回数を年 12→4 回に変更。

ノニルフェノール、L A S の測定回数を年 4→2 回に変更。
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 2→4 回に変更。
フェノール類、溶解性マンガ、クロムの測定回数を年 2→1 回に変更。
電気伝導率の測定回数を年 12→0 回に変更。
(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる)

⑩ 渡良瀬川 2 (葉鹿橋) で、

ノニルフェノール、L A S の測定回数を年 4→2 回に変更。
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 2→4 回に変更。
フェノール類、溶解性マンガ、クロムの測定回数を年 2→1 回に変更。
全有機性窒素の測定回数を年 12→0 回に変更。
電気伝導率の測定回数を年 12→0 回に変更。
(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる)

⑪ 渡良瀬川 3 (渡良瀬大橋) で、

全亜鉛の測定回数を年 12→4 回に変更。
L A S の測定回数を年 4→2 回に変更。
鉛の測定回数を年 2→4 回に変更。
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年 2→4 回に変更。
フェノール類、クロムの測定回数を年 2→1 回に変更。
全有機性窒素の測定回数を年 12→0 回に変更。
電気伝導率の測定回数を年 12→0 回に変更。
(理由：国土交通省の河川水質調査要領(案)が改定されたことによる)

9 前橋市・高崎市・伊勢崎市・太田市・館林市・藤岡市・甘楽町・中之条町・板倉町・大泉町

① 令和 7 年度計画から変更なし。